

頗る不利なる状態にある事に鑑み、今直ちに其要求に應ずる事は明言し能はずも、組合主張の合理性は充分に之を容認するを以て今後充分に調査研究し、近き將來(次回の決算期)に於て可及的其希望に副ふやう努力する旨回答したり。尚組合は右要求と同時に(イ)属員の給料は其勤続年限に應じ會社規定額迄増額すべき事(ロ)船内食糧の改善(ハ)デング熱其他熱帯特有病患者を公務疾病患者と同様に待遇する事(ニ)普通病患者にして三ヶ月を経過するも尙全治せざる時は事情の許す限り會社は引き續き社費を以て治療すべき事を要求し、會社當局は(イ)(ロ)に對しては今後充分に考慮すべし(ニ)其回答を保留せるが、(ハ)(ニ)に對しては組合の要求に従ひ即時實施すべき旨明答せり。

右記問題に關しては單に郵船會社のみに關するものに非ずとせる組合は、三月九日濱田副組合長をして大阪商船會社當局と會談せしめたる所、右記要求に對し會社當局は郵船會社當局と略ほ同様の回答をなせり。

然るに組合は前後して同一問題の實現を日本郵船會社に迫りたる郵司同友會員は、三月十八日の會見に於て會社當局より其要求を拒絶されたるを以て會社に誠意なしとなし、三月十九日を以て同盟下船を斷行し、三月十九日神戸を出帆せる伊豫丸を最初に四月下旬迄に三十餘隻、千八百餘名の司厨部員は神戸、横濱、門司各港に於て總下船を爲したるに對し、組合は昭和二年三月二十二日開催の第七回評議員會に於て此問題の成否に就ては自ら信する所あり、又會社に對する交渉も右記の如き徑路をとり居る關係上、會社當局最後の回答ある迄は固く迄嚴正中立を守り、來るべき時期に於て吾人の希望貫徹するやう努力する事を決議せり。

(十四)第十平榮丸の件

樺太汽船會社第十平榮丸乗組員が、シャトルに於て木材貨物の過積に對し危険手當を要求し、出帆を遅延せしめたる廉によ

り同船々長は乗組員二十餘名を船員法によつて告訴し繫争中なりしが、乗組員は横濱地方裁判所に於て懲役一ヶ月を判決されたるに服せず控訴せるを以て、組合は組合員の利益の爲め訴訟に關する種々の便宜を取り計らひたり。

(十五)北洋汽船會社との交渉

北洋汽船會社と密接なる關係を有する某ボーレンが本組合員たる一火夫長に對する放言より端なくも團結權問題惹起し、合常務員は同社當局と會見し、其真否を尋ねたる處會社當局は絕對にかゝる事實なき旨回答せり。

(十六)各船追悼法會

大正十五年四月二十六日北千島に於て、遭難せる北東貿易會社秩父丸は五月三十日函館に於て、五月二十六日石狩沖合にて沈没せる佐藤商會あき丸は六月二十二日小樽に於て、昭和二年一月五日門司にて沈没せる栃木商事第三八幡丸は、一月十日門司に於て、大正十五年一月三十一日北太平洋に於て遭難せる第三大信丸は、昭和二年二月十三日神戸に於て、夫々殉難船員追弔法會を催したるにつき、組合は露前に供花し、代表者出席して弔辭を述べたり。

勞働爭議及勞働條件改善

(一)近海郵船日光丸の件

日光丸は郵船會社より近海郵船に賣却されし時、機部定員は十名以上減せられたるに拘らず、依然として横濱臺灣航路の定期航海に使用する爲め、勢ひ一時間十二節程度の速力を保持する必要あり、機部員の勞働は頗る過激なる爲の吉野丸代船當時同様三名の機部員増加を交渉するやう組合に申請し來りしを以て、組合は會社當局と交渉したる結果、大正十五年六月よ